

雑居ビルに関する板橋区安全対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 建築物の用途が複合する雑居ビルについて、関係行政部署相互の情報交換及び連絡調整を行い、雑居ビルの防火安全対策を推進することを目的として、「雑居ビルに関する板橋区安全対策連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の協議事項)

第2条 協議会は、雑居ビルに関する次の事項について協議する。

- (1) 防火安全対策等の推進に関すること。
- (2) 東京都が設置する雑居ビルに関する東京都安全対策連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (3) 関係法令の運用に関すること。
- (4) 関係部署間の連携に関すること。
- (5) その他必要事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 板橋区健康生きがい部生活衛生課長
- (2) 板橋区都市整備部建築指導課長
- (3) 板橋警察署生活安全課長
- (4) 志村警察署生活安全課長
- (5) 高島平警察署生活安全課長
- (6) 板橋消防署予防課長
- (7) 志村消防署予防課長

(会長)

第4条 協議会の会長は、都市整備部建築指導課長とし、会務を総括する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、第2条に掲げる事項を協議するため、必要に応じて会長が召集する。

(運営)

第6条 協議会の運営に必要な事項は、この設置要綱に定めるほか、会長が協議会に諮って別に定めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部建築指導課において処理する。

付 則

この要綱は、平成14年12月27日より施行する。